

手数料返戻金に関する事項

新世紀事業協同組合 職業紹介事業所

当組合からの紹介により採用された求職者が、入職辞退や自己都合により退職した場合又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、当組合は受領した紹介手数料及びその消費税相当額のうち、下記の金額を求人者に返還いたします。

ただし、採用決定後、求職者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることを起因とする退職の場合はこの限りではありません。

また、求職者の解雇、退職の理由が専ら求人者の責によるものの場合は、受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返還できかねます。

(1) 入職辞退の場合 紹介手数料及びその消費税相当額の 100%

(2) 退職、解雇が入職後 2 ヶ月未満の場合

紹介手数料及びその消費税相当額の 80%

(3) 退職、解雇が入職後 2 ヶ月以上 4 ヶ月未満の場合

紹介手数料及びその消費税相当額の 50%

(4) 退職、解雇が入職後 4 ヶ月以上 6 カ月未満の場合

紹介手数料及びその消費税相当額の 30%